

東久留米市公園ふれあいボランティア実施要領

(目 的)

- 第1 この要領は、東久留米市（以下「市」という。）の市民が公園、児童遊園、子供の広場等（以下「公園施設」という。）の清掃、樹木のせん定及び花の種まき等の作業（以下「美化作業」という。）の一部を公園ふれあいボランティア（以下「ボランティア」という。）が行うことによって、市民がより親しめる公園づくりをめざすと共に良好な公園管理を図ることを目的とする。

(ボランティアの申込み等)

- 第2 ボランティアの申込みをしようとする者は、公園ふれあいボランティア申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に記入し東久留米市長（以下「市長」という。）に提出する。この場合において、申込みは、個人又は団体のどちらでもできるものとする。
- 2 市長は申込書の提出に基づき、その内容に特に問題がないと認めたときは、その申込者を公園ふれあいボランティア登録簿（第2号様式）に登録する。

(美化作業の種類)

- 第3 美化作業の種類は、次のとおりとする。

(1) 清掃

ゴミ、空き缶及び落ち葉等の収集

(2) 樹木のせん定

、原則として低木のせん定

(3) 花の種まき等

草花の種まき及び除草

(美化作業の実施)

- 第4 美化作業は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。。

(1) 清掃

ア 作業は、いつでも都合のよい時間帯を選んで行うことができる。

イ 公園施設内で収集されたゴミ、空き缶及び落ち葉等は、市が指定した場所に置くものとする。

(2) 樹木のせん定

ア 作業は、市の指示を受けて行うものとする。

イ せん定した樹木の枝葉等は一箇所に集めて置くものとする。

(3) 花の種まき等

ア 市が指定した場所で花の種まき等を行う。

イ アの市が指定した場所には、固定した工作物（コンクリート等）の設置をしてはならない。

2 美化作業は、市から公園ふれあいボランティア登録通知書（第3号様式）の通知を受けた後に行うものとする。

3 美化作業に従事する者は、作業中に市から支給された腕章を着用するものとする。

4 ボランティアを行っても、市はボランティア登録者に特権を与えることはしない。

（ボランティア保険の加入）

第5 市は、ボランティアの登録を受けた者の事業を円滑に進めるため、ボランティア保険に加入する。

（ボランティアの取消し）

第6 ボランティアの登録は、市の指示に従わないとき、又はボランティアの作業上問題があるときは、取り消すことができる。

（ボランティアの辞退）

第7 ボランティアを都合により辞退するときは、公園ふれあいボランティア辞退届（第4号様式）を市長に提出すると共に、美化作業の際に市から貸与されたものを返還しなければならない。ただし、使用不能なものはこのかぎりでない。

付 則

この要領は、平成10年 4月 1日から施行する。